

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

歳末たすけあい配分金助成事業実施要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、歳末たすけあい運動配分金の一部を、年末年始時期に実施される地域や施設、当事者団体の交流を中心とした事業に助成することで、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 本事業の対象は、対馬市内で福祉または福祉に関連する保健、医療、教育等の分野において活動するボランティアグループ、NPO法人、自治会、団体等とする。

(助成対象とする事業)

第3条 次に掲げる事業で、毎年度11月1日から1月31日までに実施完了する事業を対象とする。

- (1)児童、障害者、高齢者等への福祉サービス・支援活動事業
- (2)サービス提供、支援活動に必要な研修、PR活動
- (3)その他、特に必要と認められる事業

(助成対象としない事業)

第4条 次に掲げる事業を助成対象としない。

- (1)介護保険サービス事業
- (2)障害福祉サービス事業
- (3)事務処理用の事務機器、通信機器の整備事業
- (4)他の助成金と重複する事業

(助成対象としない費用)

第5条 次に掲げる費用を助成対象としない。

- (1)人件費に類するもの
- (2)視察旅費
- (3)事務所となる家屋、部屋の借上料（但し、家屋、部屋が直接サービスの提供場所となる場合は助成の対象とする）
- (4)建物の増改築等の施設整備費
- (5)その他、当該団体の通常の事業運営費

(助成額等)

第6条 この助成金の交付額は、1団体10万円以内とする。尚、希望団体が予定数

を上回る場合は、1団体あたりの助成額を下げる場合がある。

(助成金の申請)

第7条 助成金の申請は、次に掲げる書類を添えて毎年度8月1日から9月31日までに本会会长に提出するものとする。但し、平成20年度については、別途定める。

- (1)助成金申請書（様式第1号）
- (2)その他本会が求めるもの

(助成金選考委員会)

第8条 助成対象団体の審査をするため、助成金選考委員会を設置する。

2. 助成金選考委員会は、「赤い羽根共同募金配分金助成事業」助成金選考委員会を兼ねる。

(審査選考)

第9条 審査選考は、本会選考委員会の審査結果に基づき決定する。助成金の可否については、本会より直接通知するものとする。

- (1)助成金決定通知書（様式第2号）

(助成金の請求・交付)

第10条 この助成金の決定の通知があったときは、助成金請求書（様式第4号）を本会会长に提出するものとする。本会会长は、助成対象となった団体からの助成金請求書に基づき、事業実施時期に配慮し交付する。

(助成の明示)

第11条 この要綱により助成を受けた事業は、「歳末たすけあい配分金事業」の助成を受けたことを明示しなければならない。

(活動実績の報告及び精算)

第12条 助成を受けた団体は、次に掲げる書類を添えて2月10日までに本会会长へ提出するものとする。

- (1)助成金実績報告書（様式第3号）
- (2)その他本会が求めるもの

(助成金の返還等)

第13条 助成を受けた団体が、助成金を不正または虚偽に使用した場合は、すでに交付した助成金の返還を命じることがある。

(個人情報の保護)

第14条 助成金の申請、助成団体について下記のとおり、個人情報の保護を徹底す

る。

(1)申請書等に記載いただく個人情報は、本会において適正に管理し、無断で第三者に提供しない。

(2)申請書等に記載いただく代表者名、担当者名等は、選考審査に係る連絡等に使用する。

(補 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年9月26日から施行する。

2 この要綱は、平成28年6月1日から改正実施する。